

## 総合評価競争入札参加申込書作成要領

総合評価競争入札に係る入札参加申込書の作成に関しては、鳥取県県土整備部測量等業務総合評価競争入札実施要領及び調達公告に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

### 1 記載要領（様式第1号 技術点に関する調書）

#### (1) 配置予定技術者

ア 配置技術者とする予定の者を記載すること。なお、予定者は各1名までとする。

イ 配置技術者（管理技術者等）について、技術者番号（技術者状況調査様式の全技術者確認表で定めた番号）、技術者氏名、調達公告で定める資格の名称、該当部門・科目をそれぞれ該当欄に記載すること。

ウ 補償関係コンサルタント業務における照査技術者にあたっては、調達公告で定める主任担当者に求める資格と部門が一致するか否かについて明記すること。

エ 入札参加者の管理技術者、主任担当者又は照査技術者（以下「配置技術者」という。）が、県土整備部発注の対象業務（入札書提出期間の開始日までに選任通知書が提出され、かつ、業務完了通知書が提出されていない業務に限る。）において同一発注業種の配置技術者（複数の業種からなる業務における他業種に係る配置技術者を除く。）として選任されている業務（地域密着型に限る）がある場合、その全てについて合計欄にその合計件数を記載すること。

#### (2) 会社の手持ち業務件数

県が発注した総合評価競争入札（地域密着型に限る）により落札し、調達公告日までに業務完了通知書が提出されていない又は、調達公告日までに業務完了通知書が提出され、開札日前日までに検査が完了していない同一発注業種の業務の全てについて、その合計件数を記載すること。

(3) 配置技術者の資格については、技術者状況調査に基づく報告を行い、応募書類等の提出日に県に登録されている最新のデータとする。

### 2 記載要領（様式第2号～第3号 技術点に関する調書）

#### (1) 会社技術者点数

発注業種及び部門・分野に合った会社技術者点数を記載すること。

なお、技術者状況調査報告書作成要領（以下「作成要領」という。）の「報告期間・修正報告について」に示した報告期間において報告されたものを応募書類等の提出日において適用するものとする。

#### (2) 配置予定技術者

ア 配置技術者とする予定の者を記載すること。なお、予定者は各1名までとする。

イ 配置技術者（管理技術者等）について、技術者番号（技術者状況調査様式の全技術者確認表の番号）、技術者氏名、調達公告で定める資格の名称、該当部門・科目をそれぞれ該当欄に記載すること。

ウ 管理技術者等においては、過去5年間に県が発注した業務（調達公告日の5年前の日の属する年度の4月1日から前年度の3月31日までの間に業務の完了検査日が含まれる業務に限る。以下同じ。）のうち、調達公告で定める業務分野の小分類又は区分から選択した業務項目ごとに管理技術者等、照査技術者又は担当技術者として従事した業務で、成績評定点が85点以上の業務の合計件数を記載すること。ただし、記載は最大3件までとする。なお、対象となる業務実績については、所属する会社が同じであることを必要としない。なお、件数については、技術者状況調査により報告される様式9に記載された件数を記載するものとする。

エ 照査技術者においては、過去5年間に県が発注した業務のうち、調達公告で定める業務分野の小分類又は区分ごとに管理技術者等又は照査技術者として従事した業務で、成績評定点が85点

以上の業務の有無を記載すること。なお、対象となる業務実績については、所属する会社と同じであることを必要としない。

オ 入札参加者の配置技術者が、県土整備部発注の対象業務（入札書提出期間の開始日までに選任通知書が提出され、かつ、業務完了通知書が提出されていない業務に限る。）において同一発注業種の配置技術者（複数の業種からなる他業種に係る配置技術者を除く。）として選任されている業務（簡便型に限る）がある場合、その全てについて合計欄にその合計件数を記載すること。

(3) 会社の手持ち業務件数

県が発注した総合評価競争入札（簡便型に限る）により調達公告日の属する年度の期間（以下「本年度」という。）において落札し、調達公告日までに業務完了通知書が提出されていない又は、調達公告日までに業務完了通知書が提出され、開札日前日までに検査が完了していない同一発注業種の業務の全てについて、その合計件数を記載すること。なお、なお、会社の手持ち業務件数は、次のとおり算出するものとする。

$$\text{（会社の手持ち業務件数）} = \{ \text{単独での受注実績件数} \} + \{ \text{共同企業体での受注実績件数} \}$$

(4) 男女共同参画推進企業認定

鳥取県男女共同参画推進企業の認定を受けている場合は、男女共同参画推進企業認定の認定状況欄に有りとして記載すること。

(5) 技術者数、配置技術者の資格及び男女共同参画推進企業認定については、技術者状況調査に基づく報告を行い、応募書類等の提出日に県に登録されている最新のデータとする。